

# ちば消防共同指令センターに常駐する医師の就業及び身分等取扱要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、千葉県消防救急業務規程（昭和57年千葉県消防局訓令（甲）第8号）第17条の2第2項の規定に基づき、ちば消防共同指令センター（以下「共同指令センター」という。）に常駐する医師（以下「常駐医師」という。）の就業及び身分等の取扱に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 この要綱に定めるもののほか、常駐医師の就業及び身分等に関する事項は、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

## (身分)

第2条 この要綱において常駐医師の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する「非常勤の嘱託員」とする。

## (業務内容)

第3条 常駐医師は、共同指令センターに常駐し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条第1項に規定する救急救命処置に係る具体的な指示
- (2) 救急隊員（救急救命士を含む。以下同じ。）への助言
- (3) 119番受信時の通報内容に基づく救急隊員への事前助言
- (4) 救急事故現場及び搬送途上における応急処置に関する助言
- (5) 指令管制員が行う口頭指導に関する助言
- (6) 医療機関選定時における助言及び医師の裁量による医療機関への収容依頼
- (7) その他、業務遂行上医師の関与を必要とする場合の助言

## (資格要件)

第4条 常駐医師は、医師法（昭和23年法律第201号）第2条に規定する免許を有する者のうち、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 5年以上の臨床経験又は1年以上の救急科専攻医経験を有し、かつ救急業務に対して理解を示している者
  - (2) 救急救命士が行う救急救命処置の内容を理解し、その行為を行うために必要な指示を行える者
  - (3) 救急隊員及び指令管制員に対して、的確な指示若しくは指導又は助言を行える者
- (委嘱)

第5条 常駐医師は、所属する医療機関の長又は千葉市医師会長の推薦を受けた者の中から、消防局警防部救急課長（以下「救急課長」という。）の内申に基づき消防長が委嘱する。ただし、前条に規定する資格要件を備え、医療機関又は千葉市医師会に所属していない者については、自薦によることができるものとする。

2 救急課長は、常駐医師として推薦等を受けた者に対し、内申に必要な次の各号に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 医師免許証の写し
- (3) その他消防長が必要と認めるもの

3 救急課長は、委嘱に係る決裁に勤務条件通知書（様式第1号）を添付し、消防局総務部人事課長（以下「人事課長」という。）の合議を経て委嘱の手続きを行う。

4 消防長は委嘱に際し、委嘱状を交付するものとする。

(解嘱)

第6条 消防長は、常駐医師が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。この場合において、消防長は常駐医師に対し、解嘱状を交付する。

- (1) 常駐医師が退職を願い出たとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 職務の遂行に必要な適格性を欠くとき。
- (4) その他消防長が必要と認めたとき。

2 救急課長は、前項の規定により常駐医師を解嘱するときは、人事課

長の合議を経て解嘱の手続きを行う。

(委嘱期間)

第7条 常駐医師の委嘱期間は、会計年度（4月1日に始まり翌年の3月31日までをいう。）の1年以内とする。ただし、再委嘱することを妨げない。

(服務)

第8条 常駐医師は、職務の遂行にあたっては、法令等及び職務上の命令に従い、これに専念しなければならない。

2 常駐医師は、その職の信用を傷つけ、又は職全体に不名誉となる行為をしてはならない。

3 常駐医師は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務時間)

第9条 常駐医師の勤務時間の始期は8時00分とし、終期は翌日の8時00分とする。

2 一の常駐医師が勤務する時間数は、月57時間以内とする。

3 常駐医師の勤務時間及び休憩時間は、別表のとおりとする。ただし、消防長が必要と認める場合には別に勤務時間を指定することができる。

(勤務日等の指定)

第10条 救急課長は、常駐医師の勤務日及び勤務時間を前月25日までに勤務時間指定表（様式第2号）により指定し、勤務日及び勤務時間の指定について（様式第3号）により常駐医師に通知する。

2 救急課長は、勤務状況調書（様式第4号）を備え、常駐医師の勤務状況を管理する。

3 常駐医師は、やむを得ない事由により指定された勤務日及び勤務時間を変更する場合は、救急課長に届け出なければならない。

4 救急課長は、指定した勤務日及び勤務時間を必要に応じて変更することができる。この場合は、勤務日及び勤務時間の変更について（様式第5号）により常駐医師の中から新たに指定する。

(報酬等)

第11条 常駐医師に対し支払う報酬等の取扱は別に定める。

(公務災害等)

第12条 常駐医師の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、千葉市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年千葉市条例第55号）に定めるところにより行う。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

第9条関係

時間区分		開始時間	終了時間	時間数
勤務時間	昼勤	8時00分	18時30分	9時間30分
	夜勤	18時30分	8時00分	12時間
休憩時間	昼勤	12時00分	13時00分	1時間
	夜勤	23時00分	0時30分	1時間30分